

令和5年11月7日
環境エネルギー部

報道関係者 各位

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 被処分者
宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝137番地の1
砂押プラリ株式会社（代表取締役 砂押 明弘）
- 2 許可の内容
産業廃棄物収集運搬業（平成31年4月21日許可）
- 3 処分年月日
令和5年11月6日
- 4 処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（根拠：法第14条の3の2第1項）
- 5 処分の理由
被処分者は、令和5年10月23日付けで、宮城県知事から法第14条の3の2第1項の規定（第5号該当）により、同県の産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消された。
これにより、被処分者は欠格要件に該当することから、法第14条の3の2第1項第3号に該当するものとして許可を取り消さなければならない。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部循環型社会推進課

課長補佐（廃棄物対策担当） 石川 伸 電話：023-630-3021

報道監 環境エネルギー部次長 荒木 泰子